

◇このような相談をお受けします。

- *療育（児童発達支援）を勧められたけど、
 どういうところがあるの？
- *今まで児童発達支援を利用していたけど、
 就学したらどうすればいいの？
- *利用するにはどういった手続きが必要なの？

◇相談支援の必要性

相談支援は、園や学校、事業所などの関係機関
が連携や支援を包括的に行い、子ども達の育ち
と学びを支えていくことができます。

「こんなときどうしたらいいの・・・？」
に寄り添っていきます。

◇障がい児相談支援事業所って？

- ① 障害児通所支援（児童発達支援・放課後等
 デイサービス）などを利用する際の相談に
 応じます。
 各種福祉サービスの情報提供や助言、
 サービス利用の調整などを行います。
- ② 児童の心身の状況、保護者の意向をお伺い
 し、適切なサービスの組み合わせを一緒に
 考え、「障害児支援利用計画（案）」を作成
 します。
- ③ 利用を開始した障害児通所支援について
 一定期間ごとに見直すモニタリングを行
 い、必要に応じて計画の変更申請などを行
 います。

◇対象者

0～18 歳まで

発達に心配のある児童とそのご家族

※ただし、②③の利用に関しては、子ども発
 達センターおひさま（児童発達支援、保育
 所等訪問支援）を利用の方のみ。

◇費用

無料です。

障害児支援利用計画等を作成した場合でも、
利用者負担はありません。

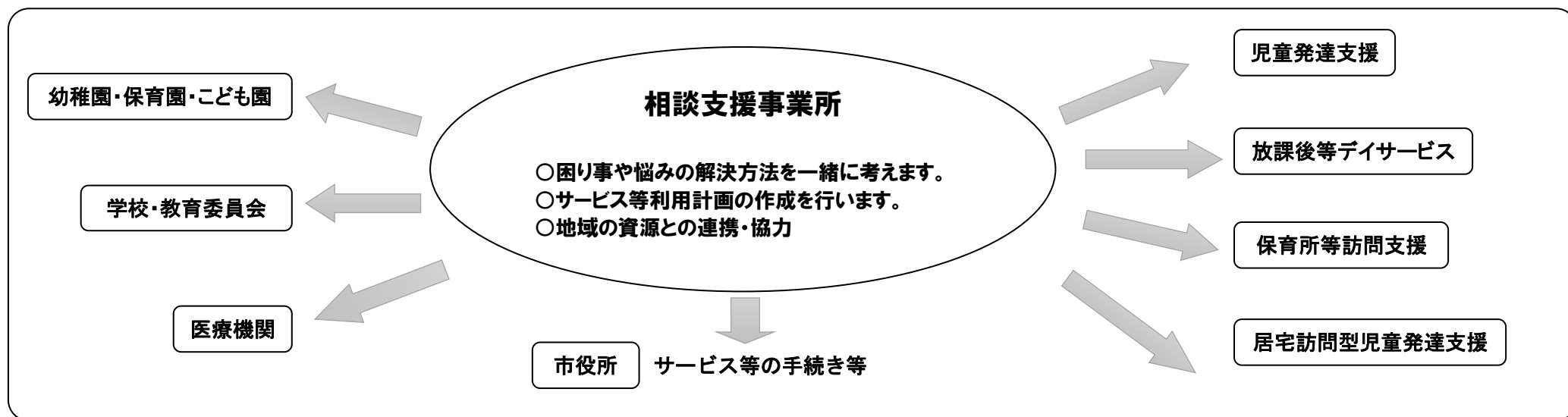
◇職員

相談支援専門員

◇手続き

通所受給者証が必要です。

相談支援事業所の利用申請が必要です。



～ご利用の流れ～

相談 療育先をご提案します。

子ども発達センターおひさま
(児童発達支援)ご利用の場合

① **相談支援事業所 契約**

② **面談もしくは訪問・アセスメント**

障害児支援利用計画(案)作成

③ **相談支援事業所利用 申請**

④ **通所受給者証 申請**

市役所の障がい福祉課へ
下記のものを持参してください。

・お子さんの状況がわかる書類
(身障手帳、療育手帳等、または
発達相談報告書、医師の意見書等)

⑤ **支給量決定**

受給者証がご自宅に届きます。

⑥ **児童発達支援 契約**

「通所受給者証」と印鑑を
お持ちください。

⑦ **モニタリング**

定期的に利用状況を伺い、
必要に応じて計画の見直しをします。



R8. 4作成



子ども発達センター おひさま

～相談支援事業～



〒270-1342

千葉県印西市高花2-1-5
(印西市保健福祉センター内)

TEL 0476-40-6551
FAX 0476-47-2655

